

令和7年2月28日

下野市長 坂村 哲也 様

下野市上下水道料金審議会

会 長 阪 田 和 哉

下水道使用料の見直しについて（答申）

令和6年8月30日付け下企第36号にて諮問された標記の件について、本審議会で慎重に審議し、審議会としての意見をまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

答 申 書

「下水道使用料の見直しについて」

令和7年2月28日

下野市上下水道料金審議会

1 はじめに

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として、市内全体を公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3つの事業区域に分けて整備を行ってきた。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業は、宇都宮市、下野市、上三川町の2市1町の下水を処理する鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）に関連付けられている。

各市町が共有で使用する管渠や処理場は栃木県管理となり、末端の管渠を各市町が管理している。このうち市街化区域を中心とした区域を公共下水道事業、それ以外の区域を特定環境保全公共下水道事業としている。

公共下水道事業は昭和62年度、特定環境保全公共下水道事業は平成11年度に供用を開始した。その後、数度の変更認可を得て、現在の下野市における全体計画区域面積1,446.0haのうち、令和5年度末には整備済面積が1,148.6haまで事業が進捗しており、下水道整備率は79.4%となった。

農業集落排水事業では、農村集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水処理と農業用水路の水質保全を目的に、平成元年度から工事に着手し、平成14年度の事業完了までに8処理区で380.0haの整備を行った。

下水道事業の運営において、本市では令和元年度に地方公営企業法を全部適用し、これまでの現金主義とする官公庁会計から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行している。

しかしながら、現状、使用料収入だけでは事業運営できず、一般会計から基準外繰入金による多額の補助を受けており、その補助を無くすことを求められている。

さらに、節水思考や人口減少に伴う水需要の減少、物価高騰による施設維持管理費の増加、施設・設備の老朽化対策に要する費用の増加など、下水道事業を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増すことが想定される。

本審議会では、このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に経営し、経営の健全化を図るため、令和6年8月30日付け下企第36号で下野市長より「下水道使用料の見直しについて」の諮問を受け、4回にわたり慎重に審議・検討を重ねてきた結果、次のとおりの結論となったので、ここに答申するものである。

2 下水道使用料の見直しについて

先に述べたとおり、本市下水道事業を取り巻く環境は厳しく、今後もこの傾向は続くことが見込まれており、現在、物価高騰による市民生活や企業活動へ影響が生じている状況であるが、公営企業経営の原則及び経営戦略における今後の投資・財政計画を踏まえ適正な使用料について審議した結果、使用料の改定が必要と判断する。

(1) 下水道事業の現状と課題

本市の下水道使用料は、平成23年6月に改定してから、13年が経過している。

現在の下水道使用料単価は124円/m³であり、国の方針とする使用料単価150円/m³を下回っていることから、改善が求められている。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されており、市ではこれまでも経費削減に取り組んできたが、現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税等を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況である。

下表のとおり、一般会計からの補助（基準外繰入金）は、令和5年度において約4億6千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れてきた。

このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金も投入されることから、市民負担の公平性の観点より基準外繰入金の削減に努めるべきである。

表1 一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準内	収益的収入		283,149	279,531	323,551	301,669	305,589
	資本的収入		109,865	116,613	107,045	127,856	92,144
	基準内 小計		393,014	396,144	430,596	429,525	397,733
基準外	収益的収入		198,686	180,123	182,292	185,683	283,786
	資本的収入		361,981	169,672	283,914	286,068	178,669
	基準外 小計		560,667	349,795	466,206	471,751	462,455
繰入金 合計			953,681	745,939	896,802	901,276	860,188

(2) 適正な使用料単価

本市の使用料単価は124円/m³（令和5年度決算）である。

平成23年の料金改定にて、市内下水道使用料は公共下水道事業、農業集落排水事業ともに統一されているため、国の示す最低限使用者が負担すべき使用料単価150円/m³とすることで、早期に基準外繰入金を削減することを目標と考える。

下水道使用料の改定率については、上記目標を達し、経営の安定化に資するため、令和5年度決算より試算して、20%程度の引き上げが必要と考える。

ただし、基準外繰入金約4億6千万円をすべて解消するためには、約70%の改定が必要となるが、これを一度に増額をすると急激な負担増となり、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるため、段階を経ていく必要がある。

同県他市町の改定率と比較しても、平均改定率が19%程度であることを鑑みれば、市民感情へのインパクトを考慮しても最大25%の引き上げが限度であると考え、15%、20%、25%の3つの引き上げパターン案を作成し、改定案として調査検討した。

令和9年度までに経営戦略を見直す予定であり、今後の経営状況、社会情勢、物価状況の動向を注視して、料金改定については、段階的に見直す必要がある。

また、湯屋用の料金については、現在、対象となる施設はないが、今後、下水道へ接続する可能性もあることから、一般との整合性を図るためにも、一般用と同程度の改定率を採用した料金の改定が望ましいと判断した。

臨時用の料金についても、同様に一般用と同程度の改定率を採用した料金の改定が望ましいと判断した。

(3) 使用料体系

下水道使用料の体系については、運営に要する固定的経費を広く負担いただくことが適当であるため、現行のとおり基本使用料と従量使用料の二部使用料制とする。

平成23年度に改定した現行の使用料体系が高齢者や単身世帯などの小水量使用者及び節水型使用者に配慮していることや市民に十分に浸透していることから、今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を全て一律改定することが適当であるとして意見をまとめた。

(4) 改定率、増額見込み額

25.0%

基準外繰入金約4億6千万円をすべて解消するためには約70%の改定が必要となるが、今回の改定では、基準外繰入金の抑制を図るため、これを一度に解消するのではなく、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるため、第1段階として、25%の引き上げとする。

増額見込み額については、令和5年度調定実績に基づき試算すると、約1億8千万円(税抜)となる。

令和9年度までの経営戦略の見直しにおいて、下水道使用料の見直しを併せて再検討し、基準外繰入金のさらなる削減に努める必要があるが、市は、経費削減を図るなど現行よりも下水道事業経営の合理化を図り、引き続き最善の経営努力を行うことを要望する。

* 使用料体系の比較

【現行】

(税抜)

種別 \ 区分	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)	
		汚水量	金額 (1m ³ につき)
一般用	650円	10m ³ まで	50円
		10m ³ を超え 30m ³ まで	115円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	125円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	135円
		100m ³ を超えるもの	145円
湯屋用	15,000円	300m ³ を超えるもの	70円
臨時用			180円



【答申】

(税抜)

種別 \ 区分	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)	
		汚水量	金額 (1m ³ につき)
一般用	820円	10m ³ まで	65円
		10m ³ を超え 30m ³ まで	145円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	160円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	170円
		100m ³ を超えるもの	185円
湯屋用	19,500円	300m ³ を超えるもの	88円
臨時用			230円

料金表 <現行と改定案の比較表>

(1か月/1m³につき・税抜)

種類	区分	汚水量	現行	改定案	比較増減
一般用	基本使用料		650円	820円	170円
	超過料金	10m ³ まで	50円	65円	15円
		10m ³ を超え 30m ³ まで	115円	145円	30円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	125円	160円	35円
		50m ³ を超え100m ³ まで	135円	170円	35円
		100m ³ を超えるもの	145円	185円	40円
湯屋用	基本使用料	300m ³ まで	15,000円	19,500円	4,500円
	超過料金	300m ³ を超えるもの	70円	88円	18円
臨時用			180円	230円	50円

* 汚水量別使用料（一般用） <現行と改定案の比較表>

(1か月/税抜)

汚水量	現行	改定案	比較増減
0m ³	650円	820円	170円
10m ³	1,150円	1,470円	320円
20m ³	2,300円	2,920円	620円
30m ³	3,450円	4,370円	920円
40m ³	4,700円	5,970円	1,270円
50m ³	5,950円	7,570円	1,620円
60m ³	7,300円	9,270円	1,970円
70m ³	8,650円	10,970円	2,320円
80m ³	10,000円	12,670円	2,670円
90m ³	11,350円	14,370円	3,020円
100m ³	12,700円	16,070円	3,370円
150m ³	19,950円	25,320円	5,370円
200m ³	27,200円	34,570円	7,370円
300m ³	41,700円	53,070円	11,370円

3 附帯意見

(1) 経営状態の把握と検証、改善の継続

今回の使用料改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画が着実に実施されることが前提である。そのため、的確に経営状況を把握するとともに検証と評価、必要な見直しを適宜行い、また、将来世代への負担の抑制を考慮するとともに更なる経営の健全化を図られたい。

(2) 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう、情報を公開し周知に努められたい。

4 結び

本審議会では、本市下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、下水道使用料の適正化について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示した。

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、受益者からの料金によって賄われる事業であり、効率的な経営によって住民福祉に寄与すべきもので、可能な限り経済性を追及すべき事業といえる。

本市においても、その運営に当たって、積極的に民間委託や建設・維持管理コスト縮減等に取り組んでいるが、今後も、事務事業の合理化に努め、市民負担を極力軽減するために、可能な限り経費の抑制を図る必要がある。

最後に、下水道事業の円滑な運営には、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であり、平素から市民の視点に立った事業を推進するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものである。



下企第36号
令和6年8月30日

下野市上下水道料金審議会 会長 様

下野市長 坂村 哲也



諮 問 書

下野市上下水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

下水道使用料の見直しについて

【諮問の趣旨】

下野市下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、地域住民にとって欠かすことができない重要な生活基盤として整備されてきました。

しかしながら、節水思考や人口減少に伴う水需要の減少、物価高騰による施設維持管理費の増加、施設・設備の老朽化対策に要する費用の増加など、下水道事業を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増すことが想定されるところです。

公営企業は独立採算制を基本原則としておりますが、使用料収入だけでは事業運営できず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。

このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に経営し、経営の健全化を図るため、下水道使用料の見直しについて、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和6年度 下野市上下水道料金審議会委員名簿
(下水道使用料)

	氏名	備考	
会長	阪田 和哉	学識経験者（専門委員）	宇都宮大学 地域デザイン科学部 准教授
会長職務代理	大島 義和	石橋商工会	
委員	澤野 剛	下野市自治会長連絡協議会	
委員	高山 芳三	下野市自治会長連絡協議会	
委員	稲田 正幸	下野市自治会長連絡協議会	
委員	長 光 博	下野市商工会	
委員	津野田 久江	下野市生活友の会	消費者団体
委員	石嶋 恵子	下野市消費生活リーダー協議会	消費者団体
委員	鈴木 久美子	下野市農村生活研究グループ協議会	消費者団体
委員	海老原 新子	下野市ボランティア連絡協議会	消費者団体
委員	伊藤 陽一	下野市議会	
委員	松山 裕	下野市議会	
委員	中村 清	公募委員	上下水道利用者
委員	雨堤 和子	公募委員	上下水道利用者
委員	穴澤 美智江	公募委員	上下水道利用者

※ 敬称略

令和6年度下野市上下水道料金審議会 審 議 過 程

開催回	開催日時・場所	主な審議内容
第1回	令和6年8月30日(金曜日) 午後1時30分～午後3時00分 本庁舎3階303会議室	委嘱状交付 会長互選・会長職務代理指名 諮問 議事 ・下野市上下水道料金審議会について ・審議会のスケジュールについて ・下野市下水道事業の概要について
第2回	令和6年10月4日(金曜日) 午後1時30分～午後3時30分 本庁舎2階201・202会議室	議事 ・審議会のスケジュールについて ・下野市下水道事業の経営状況について
第3回	令和6年12月16日(月曜日) 午後1時30分～午後3時45分 本庁舎2階203会議室	議事 ・審議会のスケジュールについて ・下野市下水道使用料の改定案について
第4回	令和7年1月27日(月曜日) 午後1時30分～午後3時30分 本庁舎2階201・202会議室	議事 ・下野市下水道使用料の改定案について ・下野市下水道使用料の答申について

○下野市上下水道料金審議会条例

平成20年6月12日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、下野市上下水道料金審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平21条例29・一部改正)

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料の適正な額に関する必要な調査及び審議をするため、下野市上下水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平21条例29・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による上下水道利用者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(平21条例29・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、市長の諮問に応じ、最初に行われる審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決

するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(平21条例29・平23条例1・令5条例28・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年下野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成21年9月8日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年下野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年3月4日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。